

～ 住所変更手続きの御案内 ～

衣掛町の町界町名地番整理については、令和2年9月7日から実施となります。実施後の住所、各種変更手続き等について次のとおり御案内いたしますので、御自身の該当する項目を御確認ください。

1 実施後の住所について

実施日以後は新しい住所を使ってください。

表示方法（例）

	実施前の表示	実施後の表示
住所 (住民基本台帳)	敦賀市 <u>道口〇〇号〇番地の〇</u> (衣掛町) 旧字名 旧地番	敦賀市 <u>衣掛町〇〇〇番地</u> 新町名 新地番
本籍 (戸籍簿)	敦賀市 道口〇〇号〇番地〇	敦賀市 衣掛町〇〇〇番地
不動産登記簿 土地・建物	敦賀市 道口〇〇号加良加良〇番〇 敦賀市 道口〇〇号加良加良〇番地〇	敦賀市 衣掛町〇〇〇番 敦賀市 衣掛町〇〇〇番地

2 実施後の住所変更手続きについて

町界町名地番整理に伴う住所変更手続きは2種類あります。

○市役所・法務局が職権で変更させていただくもの

○皆さま御自身で住所変更の手続きをしていただくもの

それぞれ代表的なものについて、以下のページにて御案内いたしますので、御自身の該当する項目を御確認ください。

① 市役所が職権で住所変更するもの

- 住民票
- 戸籍簿
- 印鑑登録証明書
- 国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 後期高齢者医療被保険者証
 - ※限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証
(国民健康保険及び後期高齢者医療)
- 介護保険被保険者証
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 医療費受給資格者証(子ども、母子家庭等、重度障害者)
- 生活保護
- 避難行動要支援者登録台帳
- 障害福祉サービス・障害者地域生活支援サービス受給者証
- 自立支援医療受給者証(更生医療、育成医療)
- 上下水道
- 犬の登録

② 法務局が職権で変更するもの

- 土地登記簿の表題部所在及び地番
- 建物登記簿の表題部所在及び家屋番号
(町名地番が変更された場合、法務局で新町名、地番、家屋番号に書き換えます。)
- ※ただし、登記簿の権利部に記録されている所有者の住所などは所有者から申請があるまで変更されません。

③ 皆様御自身で住所変更手続きをしていただくもの

(こういうことは) 事 項	(ど こ へ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提 出 書 類
土地建物等の不動産所有者の住所変更登記	福井地方法務局敦賀支局 〒914-0065 敦賀市松栄町 7-28 (敦賀地方合同庁舎) Tel. 25-0174	期限はありませんが、売買、贈与、抵当権設定等をするときは変更が必要となるため、早めの手続きをお願いします。 ※登記相談は予め電話での予約(Tel. 25-0174)が必要となります。	(1) 登記申請書 (2) 町名地番変更証明書 (3) 印鑑 (4) 委任状 (代理の場合)
会社など法人の本店、支店及び代表者の住所変更登記	福井地方法務局登記部門商業法人係 〒910-8504 福井市春山 1 丁目 1-54 (福井春山合同庁舎) Tel. 0776-22-4985	・本店及び主たる事務所 2 週間以内 ・支店及び従たる事務所 3 週間以内 ※登記相談は予め電話での予約(Tel. 0776-22-4988)が必要となります。	(1) 登記申請書 (2) 町名地番変更証明書 (3) 届出印鑑 (4) 委任状 (代理の場合)

※ 個人、法人の住所変更登記をする際、市役所総務課で発行する町名地番変更証明書を添付すれば、登録免許税は免除されます。

(こういうことは) 事 項	(ど こ へ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提 出 書 類
自動車運転免許証	敦賀警察署 敦賀市木崎 12-18-1 TEL 25-0110 嶺南運転者教育センター 三方上中郡若狭町倉 見 1-51 TEL 45-2121	速やかに変更の届出をして ください。	(1) 運転免許証 (2) 町名地番変更証明書 (住所) (3) 町名地番変更証明書 (本籍) ※本籍の変更 がある場合
国民年金、厚生年金 受給者の住所変更	日本年金機構 敦賀年金事務所 敦賀市東洋町 5-54 TEL 23-9905	原則手続き不要です。 住民基本台帳による住所更 新停止の申し出をしている方 は変更手続きが必要となりま す。期限はありませんが速やか に変更手続きをしてください。	(1) 年金証書 (2) 身分証明書 (3) 印鑑 (4) 委任状 (代理の場合)
・身体障がい者手帳 ・療育手帳 ・精神障がい者保健 福祉手帳 ・自立支援医療受給 者証 (精神通院)	市役所地域福祉課 TEL 22-8176	期限はありませんが、速やか に変更の届出をしてくださ い。	(1) 所定の変更届 (2) 各手帳 (3) 印鑑
・個人番号カード (電子証明書含む) ・住民基本台帳カー ド (顔写真付きの もの)	市役所市民課 TEL 22-8116	期限はありませんが、速やか に変更の届出をしてくださ い。	(1) 所定の変更届 (2) 各種カード (3) 印鑑 ※カード交付時に設定し た暗証番号が必要です。
在留カード	市役所市民課 TEL 22-8117	期限はありませんが、速やか に変更の届出をしてくださ い。	在留カード
特別永住者証明書 (外国人登録証明書)			特別永住者証明書(外国人 登録証明書)
自動車検査証	福井運輸支局 福井市西谷 1 丁目 1402 TEL 050-5540-2057	なるべく早めに変更の手続 きをしてください。	(1) 申請書 (運輸支局) (2) 自動車検査証 (3) 町名地番変更証明書 (4) 印鑑 (5) 委任状 (所有者と使用者 が異なる場合)

(こういうことは) 事 項	(ど こ へ) 申請・届出先	(いつまでに) 手続きの期限	(なにをもって) 提 出 書 類
軽自動車検査証	軽自動車検査協会 福井事務所 福井市浅水町 138-11-3 TEL 050-3816-1774	必要が生じたとき（売買等） または 来所されるとき	(1) 申請書（軽自動車検査協会） (2) 自動車検査証 (3) 町名地番変更証明書 (4) 印鑑
取引金融機関、生命保険、各種カード会社	それぞれの契約先にお問い合わせください		
共済年金・企業年金等受給者の住所変更	関係機関にお問い合わせください。		
電気、RCN、ガス、電話等	それぞれの契約先にお問い合わせください		

※ここに掲げてあるものは主なものです。これら以外にも、勤務先や学校への届出、各種許認可・免許等の手続きに住所の変更届出が必要となる場合がありますので、各機関に直接御確認ください。

町名地番変更証明書の発行について

御自身で住所変更手続きを行っていただく際に、町名地番変更により住所変更があったことを証明するものです。実施日（令和2年9月7日）以降に皆様からの申請に基づき、必要な枚数を市役所総務課にて無料で発行いたします。

※申請の際は、申請者の本人確認書類（運転免許証等）が必要です。

※本人・同一世帯員以外の方が代理で申請する場合は委任状が必要です。

※市から送付する住所・本籍変更通知を申請時に御提示いただくと手続きを円滑に行うことができます。

※申請について詳しくは市ホームページを御覧ください。

【申請場所】

市役所総務課（市庁舎2階）

平日8時30分～17時15分

証明書(見本)

証 明 書

氏 名	敦賀 太郎	
住所の表示	変更前	敦賀市 道口〇〇号〇番地の〇（衣掛町）
	変更後	敦賀市 衣掛町〇〇〇番地
変更実施日	令和 2 年 〇 月 〇 日	
<p>地方自治法第260条第1項の規定により、衣掛町の区域を設定したので、上記のとおり住所の表示に変更があったことを証明する。</p> <p>令和 2 年 〇 月 〇 日</p> <p style="text-align: right;">敦賀市長 淵 上 隆 信</p>		

問い合わせ 敦賀市総務部総務課 電話 22-8101